

1. 商 品 名	七十七東日本大震災復興支援ローン（農業者向け融資）	
	無担保口	農信基口
2. 取 扱 店	宮城県内営業店、福島県内営業店 および岩手県内営業店	宮城県内営業店
3. ご融資対象者	東日本大震災の被害を受けられた方で、次のすべての条件を満たされる 個人事業者 1. 農業に従事されている方 2. 当行所定のお取扱い基準を満たされる方	東日本大震災の被害を受けられた法人または個人事業者で、以下の1～3の条件をすべて満たし、宮城県農業信用基金協会の保証が受けられる方 1. 宮城県内に本店所在地（個人事業者の方は住所）があり、宮城県内で農業を営む方または農業に従事されている方 2. 宮城県農業信用基金協会の会員であるなど宮城県農業信用基金協会所定の要件を満たされる方 注. 新たに会員となる場合は所定の出資が必要となります。 3. その他、当行所定のお取扱い基準を満たされる方
※ 市町村が発行する「罹災証明書」のご提示が必要となります。		
4. お使いみち	東日本大震災からの復旧・復興にかかる運転資金（生活資金を含む）または設備資金 注. 本商品を含む当行の既存借入金の返済資金、生活資金および農業以外の事業資金には利用できません。	東日本大震災からの復旧・復興にかかる農業経営に必要な運転資金または設備資金 注. 本商品を含む当行の既存借入金の返済資金、生活資金および農業以外の事業資金には利用できません。
5. ご融資金額	10万円以上300万円以内	50万円以上2億円以内
6. ご融資期間	1ヵ月以上5年以内	○運転資金の場合 1ヵ月以上10年以内(据置期間2年以内) ○設備資金の場合 1ヵ月以上25年以内(据置期間2年以内) 注. 審査結果により、農業形態（業種等）やご融資対象物件の法定耐用年数等に応じた期間以内となる場合があります。
7. ご融資利率	当行所定の金利（変動金利）を設定させていただきます。 ※ 変動金利は当行の短期プライムレート変更の都度、改定いたします。	
8. ご融資形式	証書貸付	
9. ご返済方法	○ご融資期間が1年以内の場合 期日一括返済 ○ご融資期間が1年超の場合 年1回以上の元金均等月賦返済	○ご融資期間が1年以内の場合 期日一括返済または元金均等月賦返済 ○ご融資期間が1年超の場合 元金均等月賦返済 注. 元金均等月賦返済の場合の返済間隔は、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年のいずれかとなります。

10. 担 保	原則不要	他の金融機関を含む宮城県農業信用基金協会の保証残高が、次の金額以内の場合は不要であり、超える場合は不動産を担保とさせていただきます。 ○法人の場合：5,000万円 ○個人事業者の場合：1,500万円
11. 保 証 人	1名以上	○法人の場合 原則代表者のみ 注. 法人形態により、代表者以外の保証人が必要となる場合があります。 ○個人事業者の場合 原則不要 注. 完済時年齢が70歳超である等の一定の事由により、事業承継予定者1名の保証人が必要となる場合があります。
12. 保 証 料	不要	宮城県農業信用基金協会所定の保証料をお支払いいただきます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772	
14. そ の 他	貸出条件変更や期限前返済等を行う場合は、当行所定の融資関係手数料をお支払いいただきます。 ○条件変更事務手数料：11,000円（消費税込） ○繰上完済・臨時内入手数料：5,500円（消費税込）	

以 上